

女川原発運転差止請求事件第一回口頭弁論 報告書

女川原発再稼働差止訴訟原告団・弁護団

第1 原告代表の意見陳述

【資料1】

第2 令和3年9月30日付被告答弁書の特徴

- ① 人格権侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かが争点。立証責任は原告にある。5層の防護に不備があってもそれによって住民に放射線被害が及ぶ訳ではない(134頁)。水戸地方裁判所令和3年3月18日判決は矛盾している(135頁)。
- ② 緊急時モニタリング測定結果から対象地区を特定して段階的に一時移転等を実施することになっている。UPZ全域の住民に一斉に避難が出されることを前提とする原告の主張は誤り(23頁)。女川地域原子力防災協議会において「具体的・合理的」と認められている(128頁)。UPZ内の個々の避難者が、避難期間に3日～5.3日を要することはない。体調不良者が続出することもない。(30頁)。

第3 原告の第3準備書面の内容

1 ①について

簡単な反論に留め、第2回期日までに以下の点を詳細に反論する予定。

- ・ いったんどのようなことが原因で重大事故が起きるかを具体的に立証できるかどうかと重大事故が実際に起きる、起きないは別なこと。想定外(人知と科学の限界)がある以上、重大事故は起きる可能性がある。福島第一原発の事故がその例。規制委員会の「合格」は絶対的安全性を保証するものではない。
- ・ 深層防護は1層から4層までの防護が全て突破される可能性＝前段否定の論理を前提にしている。法律が実効的な避難計画の策定を自治体に要請している理由も同じ。
- ・ 5層(避難計画)は被告の引用する判例にある「あってもなくてもよいもの」ではない。稼働に不可欠。万が一の難難事故の際の救命設備を備え付けていない船舶は、法令上、航行することが許されない、非常脱出用スライドを備え付けていない航空機は、法令上、航空の用に供することができないのと同じ。
- ・ 仮処分の一審がこの論理を採用したが、二審は不採用。
- ・ 福島第一原発までの東電の慢心(「危惧・懸念の数」「スリマイルのようなヒューマンエラーは起きない」「チェルノブイリとは炉の形が違う」と相似。慢心が油断を生んだ。その轍を踏みつつある。

2 ②について

段階的避難は以下の理由により実施困難。実施できたとしても実効性がないことに変わりがないと反論。

- ・ 緊急時モニタリング要員等の整備ができていない
- ・ 周辺環境への評価を迅速かつ正確に行うこともできない
- ・ O I Lの値を超える「おそれ」を判断できない
- ・ 最悪を想定した早めの避難を呼びかけざるを得ない
- ・ 屋内退避の放射能リスク、不安、物流の途絶への不安が自主避難を加速させる
- ・ 自主避難を食い止める有効な方法がない
- ・ 検査場所の交通渋滞で段階的避難の効果は無に帰する
- ・ 受付ステーションの交通渋滞で段階的避難の効果は完全に無に帰する
- ・ 計画もUPZ全域の避難を前提にしている

引き続き、段階的避難と避難計画の作成が無関係であること、事故がどのように進展するかはわからないので、最低限 30 km圏内については避難できるような計画を策定しておかなければならないと義務付けていることを主張していく予定。

3 宮城県と石巻市の広域避難計画に実効性がない主たる理由

「検査場所の交通渋滞で被ばくの危険性が高い30km圏を長期間脱出できない」

「検査場所の交通渋滞と受付ステーションの交通渋滞が重なり、避難所に辿り着くことができない」

「避難者の耐久時間を無視している」

を詳述。それに基づき、①の求釈明への回答と②～④の調査嘱託の採用を求めた。

① 被告に対する求釈明

- ・ 要員派遣の概要について 【資料2】
- ・ 要員の確保手続→派遣手続と作業手順の教育、現場での訓練について
- ・ レーンの各検査場所への運搬について
- ・ 各検査場所での（レーン以外の）必要資材の確保について
- ・ 各検査場所の稼働開始までの日数、検査予定車両の台数、処理（検査）能力について
- ・ 各検査場所の稼働日数について
- ・ 外部との連絡体制について
- ・ 各検査場所の体制について
- ・ 宮城県との協定締結について

② 宮城県に対する調査嘱託の申立

- ・ 検査場所決定過程について 【資料3】
- ・ 検査場所の要員の確保と派遣について
- ・ レーンの運搬について
- ・ レーンを除く検査場所の検査に要する資材の確保と運搬について

- ・ 鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の検査場所の稼働開始時期・処理能力・稼働期間について
- ・ バスの確保と手配について
- ・ 緊急時モニタリング要員について
- ・ 避難車両の路上での待機可能時間について

③ 石巻市に対する調査嘱託の申立

- ・ 受付ステーションの受付能力と開設期間について 【資料4】
- ・ バスに添乗する職員について
- ・ 避難車両の路上での待機可能時間について

④ 内閣府に対する調査嘱託の申立

- ・ 検査場所について 【資料5】
- ・ 受付ステーションについて
- ・ 避難に要する日数について
- ・ バスの確保について
- ・ 避難車両の路上での待機可能時間について

第4 今後の進行

以上

2021年11月8日

原告団意見陳述書

原告代表 原 伸 雄

本陳述書において、裁判所に対して、宮城県と石巻市が作成した広域避難計画の実効性につき、徹底した審議を求めます。

私達原告を中心とした、石巻市民は、2018年4月に「女川原発の避難計画を考える会」を立ち上げ、避難計画の実効性を検証する活動をしてきました。

その中で、メンバーがそれぞれの自宅から石巻市の避難計画が示す経路に従って、道路状況、コンビニやガソリンスタンド、トイレ可能な施設などを確認しながら一時集合場所、避難退域時検査場所から受付ステーションを経て最終避難場所まで車で走行してみました。その結果、検査所や受付ステーションでの大渋滞の発生の懸念、そこでの時間はどのくらいかかるのか、全く足りない駐車場のこと、トイレやガソリン、食糧の確保など次々と問題点が浮き彫りになり、この計画は全くの机上の計画でしかないことが明らかになりました。

そして、避難計画の実効性の確保のためには宮城県と石巻市と住民との対話が欠かせないと考え、この試走から生まれた問題点を質問にまとめ、宮城県と石巻市に説明会の開催を求めました。それに対して、宮城県や石巻市は、説明会の開催には応じず、また、質問への回答は「検討中」が大半でした。

にもかかわらず内閣府は2020年6月17日には広域避難計画を含む女川原発の緊急時対応は「合理的・具体的」との「確認」を行い、5日後の6月22日には国の原子力防災会議は、この「確認」を「了承」して、国の「お墨付き」を与えてしまいました。

宮城県は、2020年8月になってコロナ禍の真只中に、仙台市などを除き県内7か所で「住民説明会」を開きましたが、説明に立ったのはずらりと並んだ内閣府の職員で、出席者からは全会場で反対や疑問の声が相次ぎましたが、住民への説明はこれで終わり、2020年11月18日の県知事の「同意表明」と突き進みました。

被告は、答弁書で、原子力政策の三原則「民主」「自主」「公開」（46頁）に触れていますが、避難計画の策定のこの過程には「民主」の土台となる「住民の関与」が全くありません。当事者たる住民の声が反映されない余りにも事務的な行政の避難計画がまかり通ったのは1層から4層と異なり5層には「第三者の審査がない」ことが原因と考えます。

原発から放出される放射能の問題は、地球の温暖化にとっての二酸化炭素の問題とともに人類史的課題とされています。原発が再稼働することにより事故のリスクが格段に高まることが避けられない中で、万が一の時、この放射能被ばくを最小限にするためには、住民にとっては避難計画が最後の砦です。貴裁判所において、最後の砦についての徹底した審査と明確な判断がなされるよう心から期待いたします。

以 上

被告に対する求釈明の理由と求釈明事項

1 要員派遣の概要について

求釈明の理由	求釈明事項
乙第1号証162頁の「被告の動員する600人程度」は要員の派遣のみか、検査場所の稼働の請負であるのか不明。	①乙第1号証162頁の「被告の動員する600人程度」は要員の派遣のみか、検査場所の稼働の請負か。
乙第1号証162頁の「被告の動員する600人程度」という要員数がどこから割り出されたものか、600人程度をどの検査場所に何人動員するのか不明。	②600人程度という要員数の根拠。 ③600人程度の内訳（被告の職員か、被告の下請け企業の職員か、外部への委託か、宮城県外の職員も含まれるのか）。 ④検査場所毎の要員数。
宮城県が要員の確保を被告に丸投げするのか、宮城県の職員も検査場所に派遣されるのか、宮城県の職員が現場でどのような作業をするのか、指揮命令系統が不明。	⑤宮城県職員も検査場所に派遣されるのか。（派遣される場合）派遣される職員の人数。 ⑥乙第1号証162頁の「検査の総括責任者」は被告動員の要員が務めるのか、宮城県職員が務めるのか。
要員を交代させて24時間稼働を予定しているのか否か、稼働開始後の要員の交代を予定しているのか、当初派遣された要員が稼働終了まで担当するのか不明。	⑦24時間稼働を予定しているのか（その場合の交代体制）。稼働開始後、途中で要員を補充し、交代させることも予定しているのか。それとも、当初派遣された要員が稼働終了まで担当するのか。

宮城県に対する調査嘱託を求める理由と調査事項

1 検査場所決定過程について

調査嘱託を求める理由	調査事項
<p>女川原発2号機において放射性物質が外部に漏れる事故が発生した場合、使用する検査場所と使用しない検査場所をどの組織が決めることになっているかを明らかにする。</p>	<p>①使用する検査場所と使用しない検査場所はオフサイトセンターが決めると理解してよろしいでしょうか。</p>
<p>(オフサイトセンターが使用する検査場所と使用しない検査場所を決める場合) オフサイトセンターのどの班の担当になるのか明らかにする。</p>	<p>②(オフサイトセンターが使用する検査場所と使用しない検査場所を決める場合) オフサイトセンターのどの班が担当するのでしょうか。</p>
<p>使用する検査場所と使用しない検査場所を決定する班がそれを決める際の判断資料(情報)を明らかにする。</p>	<p>③使用する検査場所と使用しない検査場所を決定する班は、モニタリング班の緊急時のモニタリング結果を参考にそれを決めると理解してよろしいでしょうか。</p>
<p>使用する検査場所と使用しない検査場所を決定する班の班員の招集者と招集時期を明らかにする。</p>	<p>④使用する検査場所と使用しない検査場所を決定する班の班員及びモニタリング班の班員を招集する責任者は誰でしょうか。どのようなことが起きた時に招集することになっているのでしょうか。</p>

石巻市に対する調査嘱託を求める理由と調査事項

1 受付ステーションの受付能力と開設期間について

調査嘱託を求める理由	調査事項
<p>女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合、仙台市の青葉体育館と宮城県大崎合同庁舎に設営予定の受付ステーション（以下、両受付ステーション）で受付する予定の車両の台数を調べているかどうか不明。</p>	<p>①女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合、仙台市の青葉体育館と宮城県大崎合同庁舎に設営予定の受付ステーション（以下、両受付ステーション）で受付する予定の車両の台数は何台ですか。</p>
<p>両受付ステーションにおいて、受付を終えた車両が駐車場を出て次の車両が出るまでの平均時間（両受付ステーションの受付能力）を調べているかどうかを明らかにする。</p>	<p>②両受付ステーションにおいて、受付を終えた車両が駐車場を出て次の車両が出るまでの平均時間（両受付ステーションの受付能力）を調べたことがありますか。 （調べたことがある場合）その結果と調査過程。</p>

内閣府に対する調査嘱託を求める理由と調査事項

1 検査場所について

調査嘱託を求める理由	調査事項
<p>女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出て、鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の検査場所（以下、両検査場所）を使用することになった場合、上記の広域避難の指示から両検査場所の稼働開始までの時間（日数）を女川地域原子力防災協議会において調べているかどうか不明。</p>	<p>①女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れる事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出て、鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の検査場所（以下、両検査場所）を使用することになった場合、上記の広域避難の指示から両検査場所の稼働開始までの時間（日数）を女川地域原子力防災協議会において調べていますか。調べていればその結果と調査経過。</p>
<p>女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れて事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合、両検査場所で検査する予定車両の台数を女川地域原子力防災協議会において調べているかどうか不明。</p>	<p>②女川原発2号機で放射性物質が外部に漏れて事故が発生し、PAZ、UPZ全域に広域避難の指示が出た場合、両検査場所で検査する予定車両の台数を女川地域原子力防災協議会において調べていますか。調べていればその結果と調査経過。</p>